

## 第21期 第22回 農業委員会総会議事録

藤里町農業委員会

### 1. 招集及び開催月日

招 集 月 日                      平成 25 年 1 月 29 日  
開 催 月 日                      平成 25 年 2 月 6 日

### 2. 開催及び時刻

開 催 場 所                      藤 里 町 役 場 議 場  
開 催 時 刻                      午 前      1 0 時      0 分  
終 了 時 刻                      午 前      1 1 時      26 分

### 3. 招集者及び議長

招 集 者                      会 長      小 森 鉄 雄  
議 長                          会 長      小 森 鉄 雄

### 4. 出席委員の番号及び氏名

番号	職名	氏 名	出欠別	番号	職名	氏 名	出欠別
1番	会長	小 森 鉄 雄	出席	8番	委員	桂 田 善 昭	出席
2番	職務代理者	淡 路 龍 美	欠席	9番	委員	細 田 治 男	出席
3番	委員	山 田 一 達 孝	出席	10番	委員	齋 藤 猛	出席
4番	委員	安 保 広 政	出席	11番	委員	佐 々 木 靖 夫	出席
5番	委員	佐 々 木 忠 久	出席	12番	委員	藤 原 信 一	出席
6番	委員	田 中 文 雄	出席	13番	委員	安 部 満	出席
7番	委員	市 川 一	出席	14番	委員	細 田 茂 廣	出席

### 5. 欠席委員の番号及び氏名

2番      淡 路 龍 美

### 6. 議事日程

日程第1 会期の決定について  
日程第2 会議録署名者の指名について  
日程第3 議 案 第 61 号      藤里町農用地利用集積計画の決定について  
日程第4 議 案 第 62 号      農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第5 そ      の      他

### 7. 議事録署名委員

藤里町農業委員会会議規則第13条2項の規定による議事録署名委員は次のとおり  
9 番                      細 田 治 男                      10 番                      齋 藤 猛

### 8. 事務局出席者

事務局長      村岡 和夫

## 9. 会議の概要は次のとおり

開会 午前10時

事務局 おはようございます。

本日は2番委員が風邪のため欠席でございますが、定足数には達しておりますので、ただいまから第21期第22回藤里町農業委員会総会を開催します。  
はじめに、会長からあいさつをお願いします。

議長 おはようございます。

立春も過ぎて、日差しが暖かくなってきたと思ったところにまた寒さがぶり返してまいりました。春はまだまだ先だという感じがいたします。  
本日は、議案が2件と協議事項もございますので、ご審議のほどをお願いします。  
それでは、早速報告に入ります。事務局は説明願います。

事務局 1月行事報告・2月行事予定を説明。

2月26日農作業委託賃金改定会議の開催について、承諾を得る。

議長 ただいまの説明で、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声)

ないようですので、議事に入ります。

日程第1「会期の決定について」会期は2月6日本日1日限りとします。

日程第2「会議録署名者の指名について」慣例により当職から指名してもご異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、9番細田治男委員、10番齋藤猛委員をお願いします。

日程第3「議案第61号 藤里町農用地利用について」を事務局から説明願います。

事務局 4ページをご覧ください。

議案第61号農業経営基盤強化促進法による利用集積について。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第6項の申請に伴い、藤里町から農業経営基盤強化促進法施行規則第2条に基づく意見を諮問されたのでこれを提出する。

平成25年2月6日提出藤里町農業委員会会長小森鉄雄。

1. 農業経営基盤強化促進事業による利用集積の設定総括表は別紙のとおり。

平成25年2月6日公告予定分。ということで、賃借権の設定新規が4件、再が64件  
使用貸借権新規が5件、再が8件で合わせて81件となります。

6ページには総括表を添付しております。

1年田再設定が5件49,708㎡、2年畑新が1件5,000㎡、田再が2件17,787㎡、3年田4件41,205㎡、畑2件6,342㎡、田再39件212,391㎡、畑1件4,509㎡、4年田再21,577㎡、5年田新30,928㎡、田再18件87,429㎡、畑再1,937㎡、6年田新8,374㎡、10年田再1件154㎡、併せて82件487,341㎡となります。件数が合わないのは、田と畑を同一の計画書で申請しているためです。

7ページからは、一覧表を添付しています。

1番の さんが藤里町から借受ける土地は、院内岱で さんが栽培していたブラックベリーの畑を引き継ぐためです。

また、31番が先ほどお話ししました、田と畑の貸借を同一の計画書で申請している方です。

今回も、基盤整備による換地計画に含まれる土地が数件ございますが、換地計画による新地番での更新としております。

今後、登記が完了次第、期間がある集積であっても、旧地番での設定を解除し、新地番による集積を再度行うことで準備をしておりますので、今しばらく時間をいただきたいと存じます。

議 長 ただいまの説明で、なにかご意見、ご質問はございませんか。

7 番 基盤整備箇所の換地については、登記完了が3月頃となっております。  
まだ、新地番での集積はあまりうまくないと思うが、土地改良区としても、早めにしておきたいこともありますので、換地計画の新地番で間違いないと思いますので、新地番での契約を進めていっても問題ないか。

事 務 局 大丈夫とは思いますが。  
農業委員会の農地台帳もまだ進んでおりませんので、申請があっても農地台帳の加除は先になります。利用集積の諮問にかかるのも3月以降となりますので。

議 長 ほかに何かありませんか。

1 3 番 37番の畑部分はたしか山ブドウを栽培した箇所で永年転作となっている箇所ではないか。もしそうならば、集積事業には該当しないのではないか。

事 務 局 以前は原料用のブドウを栽培していたのは確かです。そうならば永年転作となり、転作等補助金は該当なしとなります。  
ただ、樹園地でも農地になるので、現況を畑として使用しているのであれば、集積計画が必要になるようです。

議 長 このほかになにかございませんか。

4 番 1番の畑の集積であるが、ここは さんが以前借り受けてブラックベリーを植栽していたところということだが、ブラックベリーは果樹なのか。野菜なのか。それによっては地目が樹園地となっていなければならないのではないか。

事 務 局 ブラックベリーは、低木の果樹ということになってはいますが、根もあまり張らずに容易に畑、田に復旧できることから、樹園地として扱っていないようです。

1 3 番 樹園地としてしまえば、今回は町有地の貸借なので問題ないが、個人同士の田の貸借となれば、田として復活できなくなるので、注意しなければならないと思う。  
2年前に耕作放棄地対策として粕毛の田に設置したブラックベリーも果樹として扱

えば、もう田にできなくなる。

同地区には、かつて原料用ブドウを植栽し、うまくいかずに廃園になったところがあるが、そこは田にできずにそのまま不耕作となり、地元の農家が保全管理するしかできなくなった。

そういった経緯もあるので、農業委員会としても注意しなければと思う。

事務局 13番さんがおっしゃった粕毛地区の樹園地の廃園地も、開田という形で田に復旧できることは確認しております。ただ、同じ面積だけ他の田圃を潰さなければならぬようです。  
全体の面積が増えなければ問題ないようです。現在は開田へのペナルティーはないということのようです。

議長 いずれ、ブラックベリーということであれば、木イチゴのような気がします。  
木イチゴということであれば、果樹扱いなのかという気もします。  
事務局は再確認をお願いします。

事務局 わかりました。

議長 この件についてほかにありませんか。  
(なしの声)  
ないようですので、本件は許可相当としてよろしいですか。  
(異議なしの声)  
ご異議ないようですので、議案第61号は許可相当とします。  
続きまして、議案第62号に入りますが、その前に皆様にお諮りします。  
本件は、5番委員さん本人が関わる案件となりますが、5番委員さん着席のままでの審議でよろしいですか。  
(異議なしの声)  
ご異議ないようですので、5番委員着席のまま審議を行います。  
事務局は説明願います。

事務局 12ページをご覧ください。  
議案第62号農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請書について次のとおり、農地法第3条第1項の規定による所有権移転申請があったので、農地法施行令第3条第1項の規定により意見を求める。  
平成25年2月6日提出藤里町農業委員委員会会長小森鉄雄  
土地の所在は粕毛字下萱沢 番 畑840㎡譲渡人は上萱沢 番地  
譲受人は上萱沢 番地 です。申請事由は、農業機械格納用パイクハウス設置のためということ。パイクハウスの大きさは10間×5間50坪のもので200㎡(60坪)以下となります。  
場所は21ページの写真黒丸で囲っているところになります。町道バイパスの東側に隣接するところ。現在、耕作せずに自己保全管理(草刈)を行っているところになります。  
譲受人は現在大規模経営に取り組んでおり、地域の担い手として経営規模をどんどん

拡大しているところです。人・農地プランにも参画し、地域経営体として地元農家の先に立って頑張っている方ですので、問題ないかと思われま

議長 ただいまの説明で、ご意見ご説明はございませんか。

13番 売買価格が記載されていないようだが、どのくらいなのか。

事務局 藤里町管内で、畑の最高に状態が良い個所でも150,000円/10aです。今回申請箇所近辺は、平均で7～8万円/10aのようです。

議長 ほかになにかございませんか。

(なしの声)

ないようですので、本件は許可相当としてよろしいですか。

(異議なしの声)

ご異議ないようですので、議案第62号は許可相当とします。

本日の議事は終了しました。

続いて協議に入ります。

事務局は説明願います。

事務局 別冊の資料をご覧ください。

先の総会でわだいとなりました、「農業委員会だより」発行の件ですが、県内の農業委員会のだよりを集めてみました。

それぞれにページ数形態も違っているようです。

当町農業委員会にあった形体で発行できるようにご協議願います。

議長 発行する、しないの決を取る。

全会一致で発行することに決定。

編集委員を決定

編集委員長	13番	安部 満
〃 副委員長	6番	田中 文雄
〃 委員	5番	佐々木忠久
〃 委員	9番	佐々木靖夫
〃 委員	14番	細田 茂廣
アドバイザー 会長		小森 鉄雄
〃 会長職務代理者		淡路 龍美

以上

それでは、以上の方々に、農業委員だより発行に向けて頑張っていたいただきたいと思います。

ほかになにか皆様からございませんか。

(なしの声)

ないようですので、本日の日程を終了いたします。お疲れ様でした。

午前11時26分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 25 年 2 月 6 日

藤里町農業委員会会長  
議 長

藤里町農業委員  
署名委員  
( 9 番 )

藤里町農業委員  
署名委員  
( 10 番 )